

説 明 書

1. 業務名

平成 30 年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「デジタルマーケティングによる認知度向上とアクセス動向分析調査事業」

2. 実施時期

契約締結の日～平成 31 年 3 月 8 日

3. 業務の目的

我が国では「訪日外国人旅行者数については、2020 年には 4,000 万人、2030 年には 6,000 万人」を実現する目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、この山陰地域においては、2020 年までに訪日外国人宿泊者数を 40 万人泊の目標を掲げ取り組んでいる。

当事業の目的は、ターゲット市場属性分析や、口コミ・予約サイトを活用したアクセス動向の分析、SNS による情報発信に対する反応やビッグデータ等コメント分析などのデジタルマーケティング等を実施する。その分析結果をもとに今後の的確なプロモーションや誘客戦略等につなげ、「縁の道～山陰～」の更なる認知度向上を図ることとする。

4. 業務の内容

受託者は、対象市場国からの旅行者や山陰地域の特徴を十分理解したうえで、本業務の実施をすること。なお、中期的なデジタルマーケティングを実施することを念頭に、各業務ではリマーケティングタグを利用したアクセス者分析とデータ蓄積を行うこと。

①事業の内容：市場マーケティング分析

(1) 「縁の道～山陰～」を紹介する動画の広告配信によるターゲット分析

・「縁の道～山陰～」の認知度を高めるため、山陰地域の魅力あるテーマ、ストーリー性を考慮した動画を新たに制作し、Google の動画サイト YouTube インストリーム広告で欧米市場に対し広告動画配信する。配信結果をもとに、国別・属性別等、興味関心の高いユーザーのマーケティングデータを取得し、今後の効果的な情報発信に繋げる。

〈動画制作〉「縁の道～山陰～」を紹介する動画

・動画制作は、視聴後に山陰地域を訪問したいと思えるような内容とし、観光誘客が見込まれる内容とすること。

・制作する動画については、当機構の WEB サイトへのアクセスを誘導すること。

・動画コンテンツ制作に関する撮影においては、全方位カメラや超高精細撮影機材、ドローン等、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分活用するとと

もに、撮影場所、クリエイター、音響、特殊効果などを工夫すること。これらを使用する際に必要な一切の調整及び許認可等の諸手続きは受託者で行うこと。

〈調査対象〉 欧米市場（1～2 か国程度）

〈事業実施期間〉 平成 30 年 7 月～平成 31 年 2 月 28 日

(2) 世界最大の口コミ・予約サイトを活用したアクセス動向分析

・ Trip Advisor サイト内での山陰特設サイト（英語版）を活用し、サイト内からのアクセス動向分析を行う。

・ 山陰来訪者に書き込みを募るようなサイト誘導にすること。

〈分析対象〉 英語圏

〈事業実施期間〉 平成 30 年 7 月～平成 31 年 2 月 28 日

(3) SNS 発信情報の分析

・ 「縁の道～山陰～」を訪れている外国人観光客の SNS 上で発信された口コミ情報を収集、分析し、受入環境の改善、今後のプロモーション及びターゲティング、新たな着地型、体験型商品開発等に繋げる内容にすること。

〈情報発信媒体〉 SNS 全般（Facebook、Twitter、Instagram 等）

〈事業実施時期〉 平成 30 年 7 月～平成 31 年 2 月 28 日

②事業の目標設定、事業の効果・実績の把握・分析業務等

各業務について、下記の項目を含む適切な目標を設定し、事業の効果・実績把握・分析を行い、後記の事業実施報告書により取りまとめること。

- (1) 観光 PR 動画の広告配信とターゲット市場・属性分析・閲覧者のデータ収集分析・デジタルマーケティング全般から得られる情報。
- (2) 動画制作の目的は、認知、関心、旅行意欲の向上へ与えた影響について「ブランドリフト調査」「サーチリフト調査」を実施分析すること。
- (3) 動画配信には可能な限り、リマーケティングタグを設定し、アクセス者の解析をするための「見込み客リスト」を蓄積すること。事業終了後には、求めに応じてリストを提出すること。
- (4) 世界最大の旅行口コミサイトを活用した情報発信、バナー誘導によるアクセス者数、山陰サイト内のアクセス動向分析全般等
- (5) SNS を活用した情報発信とマーケティング分析においては、情報発信回数、閲

覧者の反応や訪日外客コメント分析すること。

- (6) ターゲット層に応じて効率よくアプローチするため、リスティング広告、ディスプレイ広告、リマーケティング広告、SNS 広告を企画実施、出稿すること。
- (7) 広告出稿全般にあたり、必要となる制作等の作業及び経費も予算内に含めること。

5. 成果物の提出等

(1) 提出先

(一社) 山陰インバウンド機構

(2) 提出物及び提出部数

- ①各調査分析をまとめた事業完了報告書 (A4 判) 紙媒体 5 部及び電子媒体
- ②制作した動画コンテンツを収めたブルーレイ 2 枚

(3) 提出期限

平成 31 年 3 月 8 日 (金)

6. その他

- ①山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- ②事業の実施にあたっては、「Japan Endless Discovery」「【縁の道】～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、 国及び当機構進める訪日外国人拡大事業趣旨に沿って行うよう配慮すること。
- ③可能な限り日本政府観光局 (JNTO) が運営する WEB サイトや山陰インバウンド機構が運営する WEB サイトへのリンク設定、URL・QR コードの掲載などによって、インターネットでの検索やアクセスが可能な環境を整備し、各 WEB サイトへの誘導に配慮すること。